

市報第4号

横浜市介護保険条例等の一部改正についての専決処分報告

横浜市介護保険条例等の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成30年3月30日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成30年5月22日提出

横浜市長 林 文子

横浜市介護保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第40号

横浜市介護保険条例等の一部を改正する条例
(横浜市介護保険条例の一部改正)

第1条 横浜市介護保険条例(平成12年3月横浜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表中「係る申請」を「係る申請等」に、

<p>法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請</p>	<p>介護老人保健施設開設許可更新申請手数料</p>	<p>1件につき 25,000円</p>
--	----------------------------	----------------------

を

法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請	介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	1件につき 25,000円
法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請	介護医療院開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請	介護医療院変更許可申請手数料	1件につき 33,000円
法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請	介護医療院開設許可更新申請手数料	1件につき 25,000円

に、

法第115条の31において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請	指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
--	----------------------	---------------

を

法第115条の31において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請	指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
--	----------------------	---------------

法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の公表	介護サービス情報公表手数料	この表法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の調査の項（以下「調査の項」という。）右欄に規定する介護サービス情報の区分に応じ、同条第1項の規定により介護サービスの提供を開始しようとするときに行う報告に係る介護サービス情報 1件につき 5,600円
		調査の項右欄に規定する介護サービス情報の区分に応じ、法第115条の35第1項の規定により介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の44に規定するときに行う報告に係る介護サービス情報 1件につき 6,300円
法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の調査	介護サービス情報調査手数料	訪問介護及び夜間対応型訪問介護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報 1件につき 20,000円
		訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報 1件につき 20,000円
		訪問看護及び介護予防訪問看護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報 1件につき 21,000円
		訪問看護及び介護予防訪問看護のうちいずれか1以上並びに地域密着型通所介護（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24

	<p>年12月横浜市条例第77号) 第60条の21に規定する指定療養通所介護(以下「指定療養通所介護」という。)に限る。)</p> <p>)に係る介護サービス情報</p> <p>1件につき 25,000円</p>
	<p>訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションのうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</p> <p>1件につき 21,000円</p>
	<p>通所介護、地域密着型通所介護(指定療養通所介護を除く。)、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</p> <p>1件につき 22,000円</p>
	<p>通所介護、地域密着型通所介護(指定療養通所介護を除く。)、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか1以上並びに地域密着型通所介護(指定療養通所介護に限る。))に係る介護サービス情報</p> <p>1件につき 23,000円</p>
	<p>地域密着型通所介護(指定療養通所介護に限る。))に係る介護サービス情報</p> <p>1件につき 23,000円</p>
	<p>通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</p> <p>1件につき 23,000円</p>
	<p>通所リハビリテーション及び</p>

		<p>介護予防通所リハビリテーションのうちいずれか1以上並びに地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）に係る介護サービス情報</p> <p>1件につき 24,000円</p>
		<p>特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</p> <p>1件につき 23,000円</p>
		<p>福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</p> <p>1件につき 20,000円</p>
		<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る介護サービス情報</p> <p>1件につき 23,000円</p>
		<p>小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</p> <p>1件につき 21,000円</p>
		<p>認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</p> <p>1件につき 21,000円</p>
		<p>複合型サービスに係る介護サービス情報</p> <p>1件につき 23,000円</p>

	居宅介護支援に係る介護サービス情報 1 件につき 20,000円
	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報 1 件につき 23,000円
	介護老人保健施設並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設において行うものに限る。）のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報 1 件につき 23,000円
	介護療養型医療施設並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設において行うものを除く。）のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報 1 件につき 23,000円

に改める。

（横浜市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市介護保険条例の一部を改正する条例（平成30年 3 月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を「省令」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の

規定は、公布の日から施行する。

参 考

横浜市介護保険条例（抜粋）

（上段 改正後）
（下段 改正前）

別表（第19条第1項）

手数料の徴収に係る申請等 係る申請	手数料の名称	手数料の額
（省 略）		
法第94条の2第4項において 準用する法第94条第1項の規 定に基づく介護老人保健施設 の開設の許可の更新の申請	介護老人保健施設開設 許可更新申請手数料	1件につき 25,000円
<u>法第107条第1項の規定に基 づく介護医療院の開設の許可 の申請</u>	<u>介護医療院開設許可申 請手数料</u>	<u>1件につき 63,000円</u>
<u>法第107条第2項の規定に基 づく介護医療院の変更の許可 （構造設備の変更を伴うもの に限る。）の申請</u>	<u>介護医療院変更許可申 請手数料</u>	<u>1件につき 33,000円</u>
<u>法第108条第4項において準 用する法第107条第1項の規 定に基づく介護医療院の開設 の許可の更新の申請</u>	<u>介護医療院開設許可更 新申請手数料</u>	<u>1件につき 25,000円</u>
（省 略）		
法第115条の31において準用 する法第70条の2第4項にお いて準用する法第70条第1項 の規定に基づく指定介護予防 支援事業者の指定の更新の申	指定介護予防支援事業 者指定更新申請手数料	1件につき 10,000円

請		
<p><u>法第115条の35第2項の規定</u> <u>に基づく介護サービス情報の</u> <u>公表</u></p>	<p><u>介護サービス情報公表</u> <u>手数料</u></p>	<p><u>この表法第115条の35第3項</u> <u>の規定に基づく介護サービス</u> <u>情報の調査の項（以下「調査</u> <u>の項」という。）右欄に規定</u> <u>する介護サービス情報の区分</u> <u>に応じ、同条第1項の規定に</u> <u>より介護サービスの提供を開</u> <u>始しようとするときに行う報</u> <u>告に係る介護サービス情報</u> <u>1件につき 5,600円</u></p> <p><u>調査の項右欄に規定する介護</u> <u>サービス情報の区分に応じ、</u> <u>法第115条の35第1項の規定</u> <u>により介護保険法施行規則（</u> <u>平成11年厚生省令第36号。以</u> <u>下「省令」という。）第140</u> <u>条の44に規定するときに行う</u> <u>報告に係る介護サービス情報</u> <u>1件につき 6,300円</u></p>
<p><u>法第115条の35第3項の規定</u> <u>に基づく介護サービス情報の</u> <u>調査</u></p>	<p><u>介護サービス情報調査</u> <u>手数料</u></p>	<p><u>訪問介護及び夜間対応型訪問</u> <u>介護のうちいずれか1以上に</u> <u>係る介護サービス情報</u> <u>1件につき 20,000円</u></p>

	<p><u>訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</u></p> <p>1件につき 20,000円</p>
	<p><u>訪問看護及び介護予防訪問看護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</u></p> <p>1件につき 21,000円</p>
	<p><u>訪問看護及び介護予防訪問看護のうちいずれか1以上並びに地域密着型通所介護（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号）第60条の21に規定する指定療養通所介護（以下「指定療養通所介護」という。）に限る。）に係る介護サービス情報</u></p> <p>1件につき 25,000円</p>
	<p><u>訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションのうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</u></p>

		<p style="text-align: right;">1 件につき 21,000円</p> <p><u>通所介護、地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く。）</u>、<u>認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</u></p> <p style="text-align: right;">1 件につき 22,000円</p> <p><u>通所介護、地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く。）</u>、<u>認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか1以上並びに地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）</u>に係る介護サービス情報</p> <p style="text-align: right;">1 件につき 23,000円</p> <p><u>地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）</u>に係る介護サービス情報</p> <p style="text-align: right;">1 件につき 23,000円</p> <p><u>通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのうちいずれか1以上に</u></p>
--	--	--

		<p><u>係る介護サービス情報</u></p> <p>1 件につき 23,000円</p>
		<p><u>通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーシ ョンのうちいずれか1以上並 びに地域密着型通所介護（指 定療養通所介護に限る。）に 係る介護サービス情報</u></p> <p>1 件につき 24,000円</p>
		<p><u>特定施設入居者生活介護、介 護予防特定施設入居者生活介 護及び地域密着型特定施設入 居者生活介護のうちいずれか 1以上に係る介護サービス情 報</u></p> <p>1 件につき 23,000円</p>
		<p><u>福祉用具貸与、介護予防福祉 用具貸与、特定福祉用具販売 及び特定介護予防福祉用具販 売のうちいずれか1以上に係 る介護サービス情報</u></p> <p>1 件につき 20,000円</p>
		<p><u>定期巡回・随時対応型訪問介 護看護に係る介護サービス情</u></p>

報

1件につき 23,000円

小規模多機能型居宅介護及び
介護予防小規模多機能型居宅
介護のうちいずれか1以上に
係る介護サービス情報

1件につき 21,000円

認知症対応型共同生活介護及
び介護予防認知症対応型共同
生活介護のうちいずれか1以
上に係る介護サービス情報

1件につき 21,000円

複合型サービスに係る介護サ
ービス情報

1件につき 23,000円

居宅介護支援に係る介護サー
ビス情報

1件につき 20,000円

介護老人福祉施設、短期入所
生活介護、介護予防短期入所
生活介護及び地域密着型介護
老人福祉施設入所者生活介護
のうちいずれか1以上に係る
介護サービス情報

		1 件につき 23,000円
		<u>介護老人保健施設並びに短期 入所療養介護及び介護予防短 期入所療養介護（介護老人保 健施設において行うものに限 る。）のうちいずれか1以上 に係る介護サービス情報</u>
		1 件につき 23,000円
		<u>介護療養型医療施設並びに短 期入所療養介護及び介護予防 短期入所療養介護（介護老人 保健施設において行うものを 除く。）のうちいずれか1以 上に係る介護サービス情報</u>
		1 件につき 23,000円
(省 略)		

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正後
下段 改正前）

別表中「介護予防通所介護（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。）」を削り、

「

<p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請</p>	<p>指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</p>	<p>1件につき 25,000円</p>
---	-----------------------------	----------------------

を

「

<p>法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定の申請</p>	<p>指定第1号事業者指定申請手数料</p>	<p>省令 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防通所介護に係る部分に限る。）に該当する第1号事業に係る指定 1件につき 15,000円</p>
<p>（省 略）</p>		
<p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請</p>	<p>指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</p>	<p>1件につき 25,000円</p>

に改める。

地方自治法（抜粋）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（第 4 項省略）